

道路運送車両法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十四年七月十七日法律第八十九号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一（二）（略）

三 第六十三条の二の改正規定、同条に一項を加える改正規定（装置製作者等に係る部分に限る。）、第六十三条の三及び第六十三条の四の改正規定、第六十六条の次に一条を加える改正規定（第六十三条の三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に係る部分に限る。）、並びに第一百条第一項第三号の改正規定（「第六十三条の三第三項」を「第六十三条の三第四項」に改める部分に限る。）、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日